

# 令和5年度

## 林業新規就業者家賃補助金のお知らせ

一関市では、林業新規就業者の確保及び定着を図るため、市内の林業経営体で就業する林業新規就業者または市内の林業経営体で就業することを目的として岩手県林業技術センターが開校するいわて林業アカデミーを受講する方の家賃補助を行っております。

### ①対象となる方

次のどちらかに該当する方

- (1) 新たに林業経営体に期間を定めずまたは6か月以上の期間を定め雇用され、市内に転入後2年を経過していない林業新規就業者で、次のいずれにも該当する方
  - ア 初年度の補助金の申請日時点において、雇用開始日から2年を経過しておらず、かつ、年齢が50歳以下の方
  - イ 市内に所在する賃貸住宅に居住する方
  - ウ 過去にこの告示による補助を受けていない方
  - エ 国、地方公共団体その他公的機関等から補助の対象となる経費について補助等を受けていない方
  - オ 初年度の補助金の申請日から2年以上継続して、同一の林業経営体で勤務し、かつ、市内に居住する意思を有している方
- (2) 新たに市内の林業経営体に就業することを目的として林業アカデミーを受講する方で、次のいずれにも該当する方
  - ア 市外に所在する賃貸住宅に居住する方
  - イ 賃貸借契約の締結した日の属する年度の前年度において市内に住所を有していた方
  - ウ 過去にこの補助を受けていない方
  - エ 国、地方公共団体その他公的機関等から補助対象経費について補助等を受けていない方
  - オ 林業アカデミーを修了後1年以内に、2年以上継続して、同一の林業経営体に就業する意思を有する方

### ②補助金の額

#### ○対象対象経費

家賃（敷金、礼金、共益費等の諸経費を除きます。）

#### ○補助金の額

月額2分の1以内の額（千円未満切り捨て）。ただし、補助金の限度額は、月額20,000円です。

#### ○対象期間

- ・ 就業者 初年度の補助金の申請日の属する月から起算して24か月以内
- ・ 研修生 申請日の属する年度内

### ③申請の方法

次の提出書類を本庁林政推進課へ持参または郵送により提出してください。

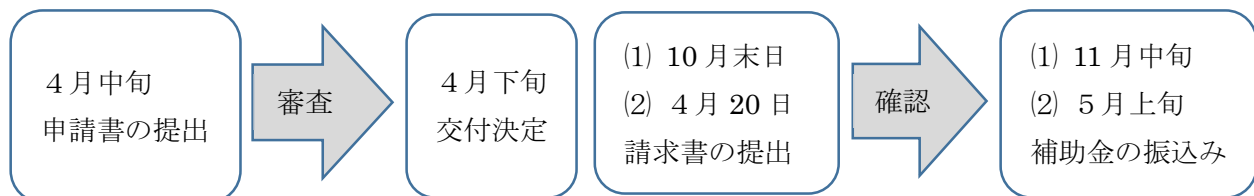
- ① 林業新規就業者家賃補助金交付申請書（様式第1号）
  - ② 誓約書（様式第2号）
  - ③ 雇用証明書（研修生を除く。）（様式第3号）
  - ④ 住民票の写し
  - ⑤ 履歴書の写し（研修生を除く。）
  - ⑥ 住居賃貸借契約書の写し
  - ⑦ 林業アカデミーを受講することを証明する書類の写し（就業者を除く。）
- ※ 申請は年度ごとに必要です。

（例）令和5年8月に補助金の申請をしても、令和6年4月に再度申請が必要です。

### ④補助金の交付

- ・ 補助金の対象期間のうち、当該年度の4月から9月分までは10月末日までに、10月から翌年3月分までは翌年4月20日までに、林業新規就業者家賃補助金請求書（様式第5号）に雇用証明書（様式第3号）と家賃を支払ったことを証明できる書類の写しを添えて提出いただきます。
- ・ 内容を確認し、申請者本人の口座へ補助金を振り込みます。

【補助金交付までのイメージ】



### ⑤就業状況報告

就業者と研修生の区分に応じ、林業新規就業者就業状況報告書（様式第6号）に関係書類を添えて提出し、就業状況を報告いただきます。

- 就業者 初年度の補助金の申請日の属する月の末日から3年を経過する日現在の状況
- 研修生 補助金の申請日の属する月の末日から3年を経過する日現在の状況

### 【お問い合わせ先】

一関市農林部 林政推進課 林業振興係 TEL:0191-21-8195(直通)  
〒021-8501 一関市竹山町7番2号